

意見公募要領

1 意見公募対象

統計法施行規則の一部を改正する省令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

- ・統計調査によって集められた調査票情報等については、秘密の保護及び国民の統計調査に対する信頼の確保の観点から、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 40 条第 1 項の規定に基づき、「特別の定め」がある場合を除き、目的外での利用又は提供を禁止しています。一方で調査票情報を二次的に利用することにより、同種の統計調査の抑制や学術研究の発展など公益に資する場合があるため、この「特別の定め」として、同法第 33 条の 2 の規定に基づき、相当の公益性を有する統計の作成等については、調査票情報の提供を行うことを可能としています。
- ・「相当の公益性を有する統計の作成等」の範囲は、公的統計を取り巻く環境等の変化に応じて柔軟に対応できるよう、統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号。以下「規則」という。）第 19 条において具体的に定めることとなっています。
- ・規則第 19 条第 1 項第 1 号においては、「大学等」が行う調査研究に係る統計の作成等であって、調査票情報を学術研究の用に供することを直接の目的とすることを「相当の公益性を有する統計の作成等」の要件の一つとしています。
- ・「大学等」の範囲については、同号イ（1）において、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校のうち、同法第 125 条第 1 項に規定する専門課程に限っていますが、今般、学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号）の施行に伴い、専修学校に専攻科を設置することができるようになるため、「大学等」の範囲に専修学校に設置される専攻科を追加する改正を行います。

3 資料入手方法

準備が整い次第、末尾の連絡先窓口において配布するとともに、総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口〔e-Gov〕 (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）又は（3）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号

又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/>) の意見提出フォームから御提出ください。

※e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは4MBまでとなっています。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : s-soukatsu_atmark_soumu.go.jp

総務省政策統括官（統計制度担当）室統計企画管理官室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」と表示しております。送信の際には恐れ
入りますが、「@」に置き換えていただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1) の e-Gov
を極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送
付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、
ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式と
する場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 20MB となっ
ています。

(3) 郵送する場合

〒162-8668 東京都新宿区若松町 19-1

総務省第二庁舎 7 階

総務省政策統括官（統計制度担当）室統計企画管理官室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合
があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類 : CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式 : テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャスト
システム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者まで
お問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承
ください。

5 意見提出期間

令和8年2月14日（土）から同年3月16日（月）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省政策統括官（統計制度担当）室統計企画管理官室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わぬことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることができますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省政策統括官（統計制度担当）室統計企画管理官室

担 当：小川、田代、藤井

電 話：03-5273-1142（直通）

電子メールアドレス：s-soukatsu_atmark_soumu.go.jp

（スパムメール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
送信の際には「@」に置き換えてください。）

意 見 書

令和 年 月 日

総務省政策統括官（統計制度担当）室
統計企画管理官室 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所（所在地）
(ふりがな)
氏名（法人又は団体名等）（注1）
電話番号
電子メールアドレス

「統計法施行規則の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見